

実務者研修通信課程学則

施設者	株式会社 プラスワーク 栃木県小山市天神町1丁目9番9号 代表取締役 宮田 直樹 TEL0285-24-8115 FAX0285-24-8123
設置目的	介護福祉士試験の受験資格を得る研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能の習得をし地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材育成をすることを目的とする。
研修施設名称・位置	ジョブカレッジ栃木小山校（実務者研修通信課程） 栃木県小山市天神町1丁目9番9号
研修期間 定員 対象地域 研修時期	1か月以上 18名（最低開講人数は1講座6名とする。） 栃木県及び周辺県 平成29年4月・5月・7月・10月
在籍期間	在籍期間は2年を超えることはできない。
養成課程	本校の教育は、通信制により行う。養成課程及び授業時間は、別紙のとおりとする。 別紙1 授業概要(シラバス) 別紙2 授業時間割表
履修方法	【通信課程】 <ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの日程でテキストに沿って自宅学習し、課題提出期限までに課題を提出する。 課題の進捗状況を確認しながら計画的に課題に取り組むこと。 自宅学習での質問に関しては、質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。 課題が合格点に達しなかった場合は再提出とし、合格した課題は成績管理を行う。 【通学授業】 <ul style="list-style-type: none"> 「介護過程Ⅲ」6日間、「医療的ケア」2日間は当校での通学の授業とする。 ※通学授業の前にあらかじめ定められた内容の自宅学習に取り組んでおくこと。
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士となる意思のあるものとする。 男女を問わず、心身ともに健全であるもの。
受講申込・手続き	<ul style="list-style-type: none"> 受講希望者は、電話にてコース案内資料を取り寄せる。 指定の申込用紙に必要事項を記入しその他必要書類(資格証の写し)を添付して指定の期日までに郵便発送、または持参して提出する。 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。選考試験は実施しない。 受講決定通知を受け取った受講予定者は、期日までに受講料を指定口座に納入する。指定日までに納入が確認されなかった場合は受講辞退として取り扱うこととする。 受講申込の締切は受講開始日より2週間前とする。 ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当校の判断により申込を受けることが出来ることとする。 受講開始前の辞退に関しては、受講開始の1週間前までに正当な理由による申し出が事前にあった場合のみこれを認めることとする。ただしキャンセルでの受講料の返金には振込手数料は自己負担となる。 受講開始後の返金はないものとする。 受講料の分割納付を希望する者は必要書類を揃えて提出すること。
受講生の本人確認	受講生の本人確認は下記のとおりとする。 受講申込書に、身分証明書の写しを添付し、受講生本人の顔写真を貼る。 受講生はオリエンテーション時に身分証明書(運転免許証等)を持参し事務職員が確認をする。

受講料	<p>受講希望者の有する資格別受講料(資格証の写しの提出で要確認)</p> <p>【介護職員初任者研修修了者】 119,500円 【ホームヘルパー2級修了者】 119,500円 【ホームヘルパー1級修了者】 90,000円 【介護職員基礎研修修了者】 31,000円 【上記以外の方・無資格者】 135,000円 ※税別・諸経費等込・テキスト代込</p>												
使用テキスト	日本医療企画 実務者研修テキスト												
欠席及び補講	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻・早退に関しては、欠席扱いとなる。 やむを得ない事情で欠席と認められたものについては、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けことが出来ることとする。この場合補講代は無料。(在籍期間2年を超えないこと) <p>※やむを得ない事情と認められなかった場合は、有料での補講とする。</p>												
休学及び復学	<ul style="list-style-type: none"> 受講生が疾病・事故・その他やむを得ない事由により休学しようとする場合は、休学届にその事由を明らかにする書類を添えて実施施設の長の承諾を受けなければならない。 休学期間は最長1年とし、これを超える場合は退学退学とする。 規定により休学中の者が復学する場合は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを実施施設の長が確認したときに復学することが出来る。 												
退学	退学を希望する者は、退学届けを提出し、施設の長の許可を得ること。												
休業日	<ul style="list-style-type: none"> 土曜、日曜、(通学授業実施日を除く) 国民の祝日に関する法律に定める休日(面接事業日を除く) 年末年始・夏季休業 												
課程修了の認定	<p>【通信課程】 カリキュラムの日程に沿って定められた科目ごとの時間数を自宅学習し、課題提出期限までに課題を提出し、添削指導及び評価を受けなければいけない。 別紙1授業概要の定めるところにより修了すべき科目についての課題の評価、通学授業の出席及び成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。</p> <p>【通学授業】 介護過程Ⅲ 全日程に出席をし、科目の最終日に修了評価を行う。 医療的ケア 各行為に対して5回評価を行い、5回目以降を成功することで合格とする。</p> <p>別紙1授業概要の定めるところにより修了すべき科目についての課題の評価、通学授業の出席及び成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。 自宅学習課題は100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。 評価が不合格の場合、通学授業評価が不合格になった科目については、指定する期限、方法により課題の再提出又は通学授業の再履修を認めるものとする。 この場合においては、所定の手続きを取り、本校の許可を得なければならない。 (不合格の場合、次講座での再履修のみ無料、その後の補講は有料となる。)</p> <p>介護職員初任者研修、訪問介護養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引研修等を修了している場合の他、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目(介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る)の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を習得している場合に並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されている者を修了している場合には、科目単位で本校で履修し修了したものとみなすことがある。 上記に定める研修のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引研修を修了した者の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について(平成24年5月24日社援基発0524第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)」のとおり取り扱うものとする。</p>												
教職員組織	<table> <tr> <td>施設長</td> <td>1名</td> <td>講師 医療的ケア</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>専任教師</td> <td>2名</td> <td>講師 添削問題</td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>講師 介護過程Ⅲ</td> <td>若干名</td> <td>事務員</td> <td>2名</td> </tr> </table>	施設長	1名	講師 医療的ケア	若干名	専任教師	2名	講師 添削問題	若干名	講師 介護過程Ⅲ	若干名	事務員	2名
施設長	1名	講師 医療的ケア	若干名										
専任教師	2名	講師 添削問題	若干名										
講師 介護過程Ⅲ	若干名	事務員	2名										
表彰	学業成績が優秀である者又は他の受講生の模範となる者を表彰することがある。												

懲戒	<p>下記の者は退校の措置をとることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 受講申込にあたり提出した書類の虚偽記載があった場合 ◦ 遅刻、早退、無断欠席をして指導されたものの改善が見られない場合 ◦ 故意に施設の備品、部品の破損、または施設外への持ち出しをした場合 ◦ 学習第度が悪く授業の進行の妨げる者、受講者としてふさわしくないと判断された場合 ◦ その他受講の継続が難しいと判断された場合 ◦ 死亡の届出があった場合 <p>施設の長が退校処分を決定したものは、その決定に従う。受講料の未納分は退学日までに納入しなければならない。</p>
受講料の返金	受講開始後の授業料の返金は一切しない。
その他研修に係る留意事項	<p>天候不良の場合、安全面を考慮し、講義を中止することがある。</p> <p>通学授業を安全に行うために感染症に感染している者、または疑いのある者は受講できないものとし、授業の実施時期を変更する。</p>
個人情報の保護	<p>当校が知り得た受講希望者又は受講者の個人情報は講座運営にのみ使用することとする。</p> <p>受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。</p>
その他の事項	この学則に定めるもののほか、必要な事項は施設の長が別に定める。

付則 この学則は平成29年4月1日より施行する。

